

# 福岡県公報

平成28年7月29日  
第3813号

## 目次

### 告示(第599号-第615号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 2
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 7
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 7

### 公 告

- クリーニング業法に基づく研修の指定 (保健衛生課) …………… 7

- クリーニング業法に基づく講習の指定 (保健衛生課) …………… 8
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (漁業管理課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 9
- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条  
例に基づく災害の指定 (消防防災指導課) …………… 9
- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条  
例に基づく災害の指定 (消防防災指導課) …………… 9
- 指定居宅サービス事業者の指定 (介護保険課) …………… 10
- 指定居宅サービス事業者の廃止 (介護保険課) …………… 11
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (介護保険課) …………… 11
- 指定介護予防サービス事業者の廃止 (介護保険課) …………… 12
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (介護保険課) …………… 13
- 指定居宅介護支援事業者の廃止 (介護保険課) …………… 13
- 平成27年度福岡県情報公開条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 14
- 平成27年度福岡県個人情報保護条例の運用状況 (県民情報広報課) …………… 25
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 34
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 34
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 34
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 34
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 34
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 35
- 一般競争入札の実施 (防災企画課) …………… 35
- 換地を定めない土地の指定 (農村森林整備課) …………… 40
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 41
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 41

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 印  
 印刷 野 久

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………41
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ……………42
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………42
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………42

**公安委員会**

- 指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) ……………42

**告 示**

**福岡県告示第599号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	170	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内 福岡中央交通安全協会 会長 庄山 和利	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内	平成28年7月8日
旧		福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内 福岡中央交通安全協会 会長 佐々木 希		

**福岡県告示第600号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
宰介96	医療法人鵬志会 別府病院	太宰府市宰府一丁目6番23号	H28・5・1	居管・予居管
大野介135	かんた内科医院	大野城市中二丁目3-1	H28・6・1	居管
大野介薬49	有限会社 華林 堂調剤薬局	大野城市月の浦一丁目26-9	H28・6・1	居管・予居管
大野介薬76	薬局クオラス	大野城市中二丁目3-1	H28・6・1	居管・予居管
春介薬41	有限会社 あす か薬局	春日市春日原東町三丁目20番地 MCビル1F	H28・2・1	居管・予居管
春介薬45	さかさばら薬局 宝町店	春日市小倉一丁目1	H28・5・19	居管・予居管
朝倉介薬47	もくば薬局 三 奈木店	朝倉市三奈木 2736-27	H28・5・1	居管・予居管
直介薬92	ほぬ薬局	直方市大字感田 3478-8	H28・6・10	居管・予居管
飯介薬136	さくら調剤薬局	飯塚市弁分 611-41	H28・7・1	居管・予居管
遠介薬65	イルカ薬局 水 巻店	遠賀郡水巻町頃末北四丁目7番1号	H28・6・15	居管・予居管
行介薬78	かわかみ薬局 行 橋厚生病院前店	行橋市大字大野井 619番地6	H28・3・1	居管・予居管
糸島地居100	地域ケア たか らんたま志摩	糸島市志摩師吉 819-1	H28・7・1	小居・予小居
粕介訪8	からだ訪問看護	糟屋郡志免町別府北一丁目8-20（1F）	H28・6・1	訪看・訪リ・予訪看・予訪リ

**福岡県告示第601号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福津居77	ヘルパーステーションふくろう館	ヘルパーステーション健笑	福津市日蒔野五丁目17-4	H28・3・1

#### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕支30	篠栗町地域包括支援センター	糟屋郡篠栗町大字田中1-1	糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地5	H28・1・1
筑紫介歯80	フレンド歯科	筑紫野市塔原東二丁目4-5	筑紫野市塔原東三丁目8-6（滝C棟）	H28・6・3
直居46	株式会社介護サービスわかば	直方市新町二丁目5-22	直方市新町三丁目3番10号 ここちビル2階	H26・9・16
直支34	ケアプランセンターここ	直方市大字植木520-1	直方市大字下新入388-6	H28・4・1

#### 福岡県告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例

によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宰介67	別府内科クリニック	太宰府市五条二丁目5-20	H28・4・30
粕介薬148	エイシン調剤薬局	糟屋郡粕屋町大字内橋686-2	H28・4・30
大支39	三宅病院ケアプランサービス	大牟田市東新町二丁目2-5	H28・5・31
大居129	三宅病院通所介護ふれあい倶楽部	大牟田市東新町二丁目1-1	H28・5・31

#### 福岡県告示第603号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第208号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高宮5丁目	福岡市南区高宮五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第209号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高宮5丁目	福岡市南区高宮五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第605号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高宮5丁目	福岡市南区高宮五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第606号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

高宮5丁目	福岡市南区高宮五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	----------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第607号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	飯塚 福岡線	前	福津市日蒔野一丁目16番3先から 福津市福岡駅東一丁目3354番1先まで	17.0 ～ 35.7	440.0
			後	福津市日蒔野一丁目16番3先から 福津市福岡駅東一丁目3354番1先まで	17.0 ～ 35.7	

**福岡県告示第608号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

## 福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生382	川原眼科	糟屋郡粕屋町大字仲原字口ノ坪 2520 - 9	H28・7・1
筑紫生162	いでわき医院精神科心 療内科	筑紫野市針摺中央二丁目4 - 1	H28・5・16
糸島地生 111	有田クリニック	糸島市前原西四丁目5 - 28	H28・6・1
筑生105	寺崎脳神経外科	筑後市大字山ノ井 754 - 1	H28・7・1
朝倉生68	甘木大川整形外科	朝倉市甘木 2431 - 4	H28・6・1
柳生124	中川ごうクリニック	柳川市三橋町木元字橋口 368 - 5	H28・6・1
田生186	松尾ファミリークリ ニック	田川市大字伊田 4547 - 9	H28・7・1
福津生歯38	やましろ歯科口腔外科	福津市手光南一丁目9 - 10	H28・6・1
直生歯86	医療法人ひぐち歯科ク リニック	直方市大字感田 1781 - 15	H28・6・1
福津生薬38	あんず薬局 日蔭野店	福津市日蔭野六丁目14 - 1	H28・6・1
大野生薬79	ペリカン薬局ファミリ ーガーデン大野城店	大野城市旭ヶ丘二丁目1 - 16	H28・7・1
う生薬38	よしい調剤薬局	うきは市吉井町 721 - 9	H28・6・1
田生薬89	なつみ薬局	田川市大字伊田 4547 - 1	H28・7・1
粕生訪11	ニコニコハート訪問看 護ステーション	糟屋郡志免町南里二丁目28 - 20	H28・3・1
筑紫生訪6	訪問看護ステーション 笑顔・ネット	筑紫野市大字吉木 1492 - 131	H28・6・1
行生訪12	訪問看護ステーション みずき	行橋市西宮市五丁目30 - 3	H28・6・1

## 福岡県告示第609号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地生 105	有田クリニック	糸島市前原西四丁目5 - 28	H28・5・31
柳生123	中川ごうクリニック	柳川市三橋町木元 368 - 5	H28・5・31
直生歯66	ひぐち歯科クリニック	直方市大字感田字湯ノ浦 1781 - 15	H28・5・31
粕生薬148	エイシン調剤薬局	糟屋郡粕屋町大字内橋 686 - 2	H28・4・30
う生薬7	よしい調剤薬局	うきは市吉井町 721 - 9	H28・5・31
豊生薬30	藤本調剤薬局	豊前市大字八屋 2275 - 16	H28・5・31

## 福岡県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。



平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	辞退年月日
小生薬41	ワタナベ薬局希みが丘店	小郡市希みが丘一丁目12-21	H28・6・30

## 福岡県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生108	医療法人くまがえ内科医院	行橋市大字中津熊390-1	行橋市大字中津熊309-1	H28・5・1
筑紫生歯80	フレンド歯科	筑紫野市塔原東二丁目4-5	筑紫野市塔原東三丁目8-6（滝C棟）	H28・6・3
大生歯219	辻歯科口腔外科総合クリニック 三池診療所	大牟田市大字三池624	大牟田市大字三池626	H28・4・5
直生薬96	なかむら薬局	直方市津田町11-6	直方市津田町11-3	H27・11・24

## 福岡県告示第612号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされ

た場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大生マ25	千住 豊（九州療養サポートセンター大牟田営業所）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	H28・6・1
大生柔83	西梶 伊桜（整骨院 優悠）	大牟田市三里町二丁目10-10 2F	H28・6・1
大生柔84	新田 千晴（整骨院 優悠）	大牟田市三里町二丁目10-10 2F	H28・6・1
飯生柔84	米沢 瑠見子（あすなる針灸整骨院）	飯塚市楽市475-1	H28・6・21
中生柔34	北野 主樹（整骨院ちゅらさん）	中間市岩瀬一丁目8-1 1F	H28・6・22
中生柔35	笹原 孝仁（整骨院ちゅらさん）	中間市岩瀬一丁目8-1 1F	H28・6・22
宰生柔44	田崎 巧（朱雀やわら整骨院）	太宰府市朱雀二丁目6-19	H28・5・1
福津生柔39	橋本 裕貴（橋本スポーツ整骨院）	福津市日蒔野四丁目10-1	H28・6・20
嘉麻生柔18	米沢 瑠見子（あすなる整骨院碓井店）	嘉麻市上臼井原田1248-1	H28・6・21
筑紫地生柔33	脇坂 真行（のもと整骨院）	筑紫郡那珂川町大字片縄2-1 フローラル片縄103	H28・6・29
粕生柔137	坂本 公則（長者堂整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原東六丁目15-17	H28・3・1
粕生柔138	山田 早人（ほりいけ整骨院）	飯塚市堀池172-3	H28・7・1
粕生柔139	野口 将（整骨院Be Natural）	糟屋郡須恵町大字旅石72-326	H28・6・21
宗遠生柔23	坂元 玲子（南高陽整骨院）	遠賀郡岡垣町南高陽8-9	H28・7・1

宗遠生柔24	久原 良博（月夜待鍼灸整骨院）	遠賀郡水巻町吉田南一丁目5-19	H28・6・6
粕生はき16	野口 将（鍼灸&リラクゼーション BeNatural）	糟屋郡須恵町大字旅石72-326	H28・6・21
宗遠生はき5	久原 良博（月夜待鍼灸整骨院）	遠賀郡水巻町吉田南一丁目5-19	H28・6・6

**福岡県告示第613号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生柔70	大谷 賢太郎（ほりいけ整骨院）	飯塚市堀池172-3	H28・6・30
像生柔80	真崎 啓介（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	H28・5・31
宰生柔42	三苦 大祐（朱雀やわら整骨院）	太宰府市朱雀二丁目6-19	H28・4・30
遠生柔9	坂元 玲子（えびつ整骨院）	遠賀郡岡垣町海老津駅前10-6	H28・2・29

**福岡県告示第614号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術

者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔57	常田 健次（整骨院優悠）	大牟田市三里町三丁目3-101	大牟田市三里町二丁目10-10-2F	H28・6・1

**福岡県告示第615号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 屋敷一丁目
- 2 区域の所在地 北九州市八幡西区屋敷一丁目、田町一丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
北九州市八幡西区田町一丁目	6番24	1号
北九州市八幡西区屋敷一丁目	35番地先道路敷 37番 24番 28番 32番	2号及び11号 3号から5号まで 6号から8号まで 9号 10号

**公 告**

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成28年10月2日(日)	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成28年10月16日(日)	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
平成28年10月30日(日)	久留米リサーチ・パーク	久留米市百年公園1番1号
平成28年11月20日(日)	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）  
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）  
洗濯物の処理 1時間（1時間）  
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前

に通知するものとする。

**公告**

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成28年10月23日(日)	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成28年11月13日(日)	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）  
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）  
洗濯物の処理 1時間（1時間）  
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 講習終了後、レポートの提出あり

注2（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前



に通知するものとする。

### 公告

次の加入区において平成24年7月27日福岡県告示第1321号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成28年7月27日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 川口加入区

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大城三丁目138番1、138番2、139番1、139番6、139番10及び139番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大野城市御笠川五丁目6番1号  
株式会社大熊建設  
代表取締役 大熊 雅幸

### 公告

解散した清算法人城井土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
篠田 高久	京都府みやこ町犀川横瀬1232番地
宮元 弘満	京都府みやこ町犀川木井馬場337番地2
村上 征男	京都府みやこ町犀川木井馬場180番地
正野 和美	京都府みやこ町犀川横瀬183番地
森原 盛繁	京都府みやこ町犀川木井馬場704番地2
江島 健介	京都府みやこ町犀川木井馬場1153番地
白川 義男	京都府みやこ町犀川犬丸315番地

### 公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定した災害  
東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。）
- 2 指定の有効期間  
平成28年6月28日から平成29年7月26日までの間
- 3 指定した日  
平成28年6月28日

### 公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、次の災害を同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定したので、これを公示する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定した災害

平成28年熊本地震による災害（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）第1条に規定する平成二十八年熊本地震による災害をいう。）

2 指定の有効期間

平成28年6月28日から平成30年6月27日までの間

3 指定した日

平成28年6月28日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問介護	4071803649	訪問介護 ひわたし	合同会社火渡	H28. 7. 1
		飯塚市横田850番地1		
〃	4073201362	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問介護 大野城市乙金二丁目17街区1号	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	H28. 7. 1
〃	4073900310	ささぐりの杜ヘルパーステーション 糟屋郡篠栗町高田614番地3	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
〃	4074400617	粕屋の杜ヘルパーステーション 糟屋郡粕屋町仲原2906-1	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1

訪問入浴介護	4073201370	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問入浴 大野城市乙金二丁目17街区1号	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	H28. 7. 1
訪問看護	4060690080	アップルハート訪問看護ステーション宗像 宗像市赤間駅前一丁目9-16ビスミラービル301号	麻生介護サービス株式会社	H28. 7. 1
〃	4062590064	訪問看護ステーション eight 大川市小保467番地1 龍店舗	株式会社インフィニティ	H28. 7. 1
通所介護	4071503439	リハビリ特化型デイサービス ライズ 大牟田市手鎌北友1170-1	株式会社 リード	H28. 7. 1
〃	4072200688	りんご園デイサービスセンター 朝倉市堤907番地1	株式会社アップルホーム	H28. 7. 1
〃	4073100812	デイサービスライフワン 春日市惣利六丁目107	株式会社ライフワン	H28. 7. 1
〃	4073201354	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・デイサービス 大野城市乙金二丁目17街区1号	パナソニックエイジフリー株式会社	H28. 7. 1
〃	4073900328	ささぐりの杜デイサービスセンター 糟屋郡篠栗町高田614番地3	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
〃	4074400625	粕屋の杜デイサービスセンター 糟屋郡粕屋町仲原2906-1	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
〃	4074500937	宅老所なの花 福津市西福岡三丁目18-7	株式会社朋	H28. 7. 1

短期入所生活介護	4073201347	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・ショートステイ	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	H28. 7. 1
		大野城市乙金二丁目17街区1号		

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問介護	4071801544	訪問介護ソフトワン	有限会社飯塚興発	H28. 6. 12
		飯塚市鯉田303番地の4		
〃	4072200837	訪問介護ヘルパーステーションタ月	朝倉医農場株式会社	H28. 6. 30
		朝倉市杷木池田533-3		
〃	4073900278	ささぐりの杜ヘルパーステーション	株式会社オアシス	H28. 6. 30
		糟屋郡篠栗町高田614-3		
〃	4074400476	粕屋の杜ヘルパーステーション	株式会社オアシス	H28. 6. 30
		糟屋郡粕屋町仲原2906-1		
〃	4076100090	訪問介護事業所 福寿草	有限会社 福寿草	H28. 7. 1
		飯塚市北古賀598		
訪問看護	4060590025	アップルハート訪問看護ステーション福津 福津市中央二丁目2-1 中尾店舗	麻生介護サービス株式会社	H28. 6. 30

通所介護	4073900286	ささぐりの杜デイサービスセンター	株式会社オアシス	H28. 6. 30
		糟屋郡篠栗町高田614-3		
〃	4074400468	粕屋の杜デイサービスセンター	株式会社オアシス	H28. 6. 30
		糟屋郡粕屋町仲原2906-1		

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防訪問介護	4071803649	訪問介護 ひわたし	合同会社火渡	H28. 7. 1
		飯塚市横田850番地1		
〃	4073201362	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問介護	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	H28. 7. 1
		大野城市乙金二丁目17街区1号		
〃	4073900310	ささぐりの杜ヘルパーステーション	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
		糟屋郡篠栗町高田614番地3		
〃	4074400617	粕屋の杜ヘルパーステーション	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
		糟屋郡粕屋町仲原2906-1		
介護予防訪問入浴介護	4073201370	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・訪問入浴 大野城市乙金二丁目17街区1号	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	H28. 7. 1

介護予防 訪問看護	4060690080	アップルハート訪問看護 ステーション宗像 宗像市赤間駅前一丁目9 -16ビスミラービル301号	麻生介護サービス株式会 社	H28. 7. 1
〃	4062590064	訪問看護ステーション eight 大川市小保467番地1 龍 店舗	株式会社インフィニティ	H28. 7. 1
介護予防 通所介護	4071503439	リハビリ特化型デイサー ビス ライズ 大牟田市手鎌北友1170- 1	株式会社 リード	H28. 7. 1
〃	4071503447	デイサービスゆずりは 大牟田市東新町二丁目1 番地1	社会福祉法人 木犀会	H28. 7. 1
〃	4072801295	リハデイ東中間 中間市東中間2-5-1	株式会社リライブ	H28. 7. 1
〃	4073100812	デイサービスライフワン 春日市惣利六丁目107	株式会社ライフワン	H28. 7. 1
〃	4073201354	パナソニックエイジフリーケアセン ター 福岡大野城・デイサービス 大野城市乙金二丁目17街 区1号	パナソニックエイジフ リー株式会社	H28. 7. 1
〃	4073900328	ささぐりの杜デイサービ スセンター 糟屋郡篠栗町高田614番地 3	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
〃	4074400625	粕屋の杜デイサービスセ ンター 糟屋郡粕屋町仲原2906- 1	有限会社レオメディカル	H28. 7. 1
〃	4074500937	宅老所なの花 福津市西福岡三丁目18- 7	株式会社朋	H28. 7. 1

介護予防 短期入所 生活介護	4073201347	パナソニックエイジフリーケアセン ター 福岡大野城・ショートステイ 大野城市乙金二丁目17街 区1号	パナソニックエイジフ リーサービス株式会社	H28. 7. 1
----------------------	------------	---	--------------------------	-----------

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予  
防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護  
保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告  
する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

サービスの 種類	介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防 訪問介護	4071801544	訪問介護ソフトワン 飯塚市鯉田303番地の4	有限会社飯塚興発	H28. 6.12
〃	4072200837	訪問介護ヘルパーステ ーションタ月 朝倉市杷木池田533-3	朝倉医農場株式会社	H28. 6.30
〃	4073900278	ささぐりの杜ヘルパース テーション 糟屋郡篠栗町高田614-3	株式会社オアシス	H28. 6.30
〃	4074400476	粕屋の杜ヘルパーステ ーション 糟屋郡粕屋町仲原2906- 1	株式会社オアシス	H28. 6.30
〃	4076100090	訪問介護事業所 福寿草 飯塚市北古賀598	有限会社 福寿草	H28. 7. 1
介護予防 訪問看護	4060590025	アップルハート訪問看護 ステーション福津 福津市中央二丁目2-1 中尾店舗	麻生介護サービス株式会 社	H28. 6.30

介護予防 通所介護	4071503421	三宅病院通所介護ふれあい倶楽部 大牟田市東新町二丁目1番地の1	医療法人シーエムエス	H28. 6. 30
〃	4072200936	リハビリデイ あいほーぶ 朝倉市宮野1992番地1	株式会社H&A	H28. 6. 30
〃	4073600647	フィットネスデイ C o K a R a 古賀市花見南二丁目11番1号	医療法人豊資会	H28. 6. 30
〃	4073900286	ささぐりの杜デイサービスセンター 糟屋郡篠栗町高田614-3	株式会社オアシス	H28. 6. 30
〃	4074400468	粕屋の杜デイサービスセンター 糟屋郡粕屋町仲原2906-1	株式会社オアシス	H28. 6. 30
〃	4079400497	デイサービス龍 田川郡福智町金田198番地	有限会社ヘルパーサービス龍	H28. 7. 1

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定をしたので、同法第85条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
居宅介護支援	4071902847	ムネケアプランセンター 田川市楠335-4	株式会社ムネ	H28. 7. 1

〃	4072801287	ケアプランセンターはつらつ 中間市垣生822番地の3	朝日総合サービス株式会社	H28. 7. 1
〃	4073201388	パナソニックエイジフリーケアセンター 福岡大野城・ケアマネジメント 大野城市乙金二丁目17街区1号	パナソニックエイジフリーサービス株式会社	H28. 7. 1
〃	4073301550	ケアプランセンター うえの 宗像市日の里七丁目24番地3	株式会社Ueno	H28. 7. 1
〃	4073301568	アップルハート宗像ケアプランセンター 宗像市赤間駅前一丁目9-16ビスミラービル301	麻生介護サービス株式会社	H28. 7. 1
〃	4076700345	はなまるケアマネジメント事務所 朝倉郡筑前町中牟田773番地1	はなまる合同会社	H28. 7. 1

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により、次のように公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
居宅介護支援	4072100359	ケアプランセンター あずま 嘉麻市山野2005-23	有限会社 三光	H28. 6. 23
〃	4071902631	ゆきケアプランセンター 田川市夏吉339-1	株式会社みき	H28. 7. 1



公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

## 平成27年度福岡県情報公開条例の運用状況

## I 公文書の開示

## 1 公文書の開示請求と決定の状況

平成27年度における公文書の開示請求の件数は1,532件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取り下げの件数98件を除いた1,434件です（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件数	決 定 の 状 況				取 下 げ
	開示	部分開示	非開示	却下	
1,532	838	529	67	57	96

## 2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事1, 361件、警察本部長71件、教育委員会38件、選挙管理委員会38件等となっています(表2)。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	非開示 不 存 在	却下	
総務部・秘書室	131	27	70	6		28
企画・地域振興部	8	5	2			1
新社会推進部	18	5	12			1
保健医療介護部	324	206	97	7	6	14
福祉労働部	64	21	32	6	2	5
環境部	129	48	72	3	3	6
商工部	48	27	17	2	2	2
農林水産部	157	102	42	6	6	7
県土整備部	316	258	42	2	2	14
建築都市部	166	76	66	18	18	5
会計管理局						
小計	1,361	775	452	50	45	83
議会	4	2	1			1
公営企業の管理者						
教育委員会	38	10	15	7	6	6
選挙管理委員会	38	15	22			1
人事委員会	5	1	3			1
監査委員	1			1	1	
公安委員会	3		1			2
警察本部長	71	31	29	8	4	2
労働委員会						
収用委員会	1		1			
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人						
公社	10	4	5	1	1	
合計	1,532 (100.0%)	838 (54.7%)	529 (34.5%)	67 (4.4%)	57 (3.7%)	96 (6.3%)

### 3 非開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成27年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

**表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以前に作成・取得した公文書）**

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報		
第2号 事業情報		
第3号 行政内部分情報		
第4号 国等関係情報		
第5号 行政運営情報		
第6号 捜査情報		
第7号 法令秘情報		
第8号 議員個人・会派情報		
計	0	0

**表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）**

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数	
	部分開示	非開示
第1号 個人情報	323	8
第2号 事業情報	296	2
第3号 審議・検討等情報	1	1
第4号 行政運営情報	43	43
第5号 任意提供情報		
第6号 捜査等情報	7	7
第7号 法令秘情報		1
第8号 議員個人・会派情報		
計	670	11

注1 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

注2 不在は除いています。

**4 主な開示請求の内容**

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

**表4 主な開示請求の内容**

請求内容	件数	実施機関
医療法人の決算書	231	知事（保健医療介護部）
工事成績評定通知書	193	知事（県土整備部等）
工事等に関する金入り設計書	191	知事（県土整備部等）
産業廃棄物処理業者に関する文書	110	知事（環境部）
公益法人の決算書	87	知事（商工部等）

**5 公文書の開示請求者別内訳**

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

**表5 公文書の開示請求者別内訳**

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	488
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	813
県の区域外に住所を有する個人	80
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	151
合計	1,532



## 6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成27年度は、不服申立てが13件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立 年月日	情報公開審査会		実施機関の 裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
特定県営住宅の管理 人名簿の部分決定申 立て	知事	27. 4. 1	27. 4. 21	27. 8. 24	27. 9. 24	棄却
特定県営住宅の管 理人等部分決定申 立て	知事	27. 4. 1	27. 4. 21	27. 8. 24	27. 9. 24	棄却
特定県営住宅の口 座登録用紙のなな 非開示決定申立て	知事	27. 4. 1	27. 4. 21	27. 8. 24	27. 9. 24	棄却
特定県営住宅の管 理人等部分決定申 立て	知事	27. 6. 19	27. 8. 26	27. 11. 24	28. 1. 19	棄却
特定県営住宅の管 理人等部分決定申 立て	知事	27. 6. 19	27. 8. 26	27. 11. 24	28. 1. 19	一部 認容
特定児童福祉施設 の児童の非開示決 定申立て	知事	27. 9. 4	27. 11. 18	28. 1. 25	28. 3. 28	棄却
林地開闢に係る事 前協議に関する異 議申立て	知事	27. 9. 7	—	—	27. 11. 24	却下
教職員の懲戒処分 に関する決定申立 て	教育委員会	27. 9. 28	—	—	27. 11. 9	却下
岩石採取計画認可 申請に関する異議 申立て	知事	27. 10. 26	27. 11. 26	28. 1. 29	28. 2. 18	棄却
特定児童に係る援 助活動に関する異 議申立て	知事	27. 11. 6	27. 12. 22	28. 3. 28	28. 6. 10	棄却

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施機関の 裁決又は決定 内容	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
林地開発許可申請に 関する文書の非開示 決定処分に対する異 議申立て	知事	27.11.27	27.12.17	28. 2.23	28. 5. 6	棄却
警察官昇任試験問題 の部分開示決定処分 に対する審査請求	公安委員会	27.12.18	28. 2.12	審査中	—	—
警察官の不祥事に係 る広報文の部分開示 決定処分に対する審 査請求	公安委員会	28. 2.26	28. 4. 7	審査中	—	—

**7 苦情申出の状況**

平成27年度は、苦情申出はありませんでした。

### 8 出資法人の情報公開の状況

情報公開条例第37条第1項の規定により実施機関が定める出資法人が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表7）。

なお、平成27年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出はありませんでした。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況				取下げ	
	開示	部分開示	非開示			取下
			不存在			
1		1				

### 9 指定管理者の情報公開の状況

情報公開条例第37条の2第1項の規定により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開の状況は次のとおりとなっています（表8）。

なお、平成27年度は、指定管理者が行った開示決定等に対する異議の申出は1件ありませんでした（表9）。

表8 指定管理者が保有する文書の開示申出の状況

開示申出の件数	決定の状況				取下げ	
	開示	部分開示	非開示			取下
			不存在			
8	2	5	1			

表9 異議の申出の状況

異議の申出案件	指定管理者	異議の申出		指定管理者の決定	
		年	月 日	年 月 日	内容
特定個人の内部告発に関する文書等の非開示決定処分に対する異議の申出	公益財団法人あまぎ水の文化村	27.	7.29	27.	9.17 棄却

II 情報提供

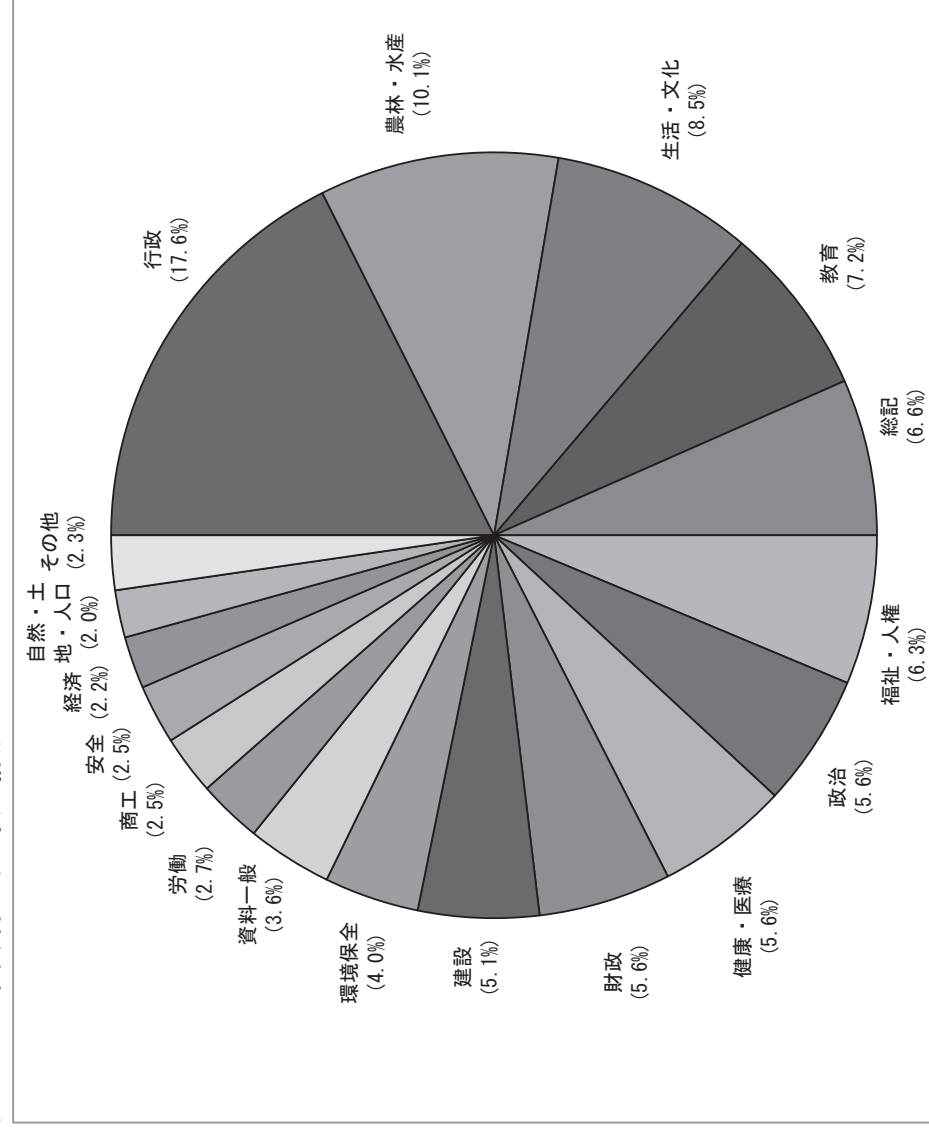
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスを行います（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成28年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	9,424	1,209	1,209	1,209	1,209	14,260
件数					4,836	

図1 配架資料の分野別構成比



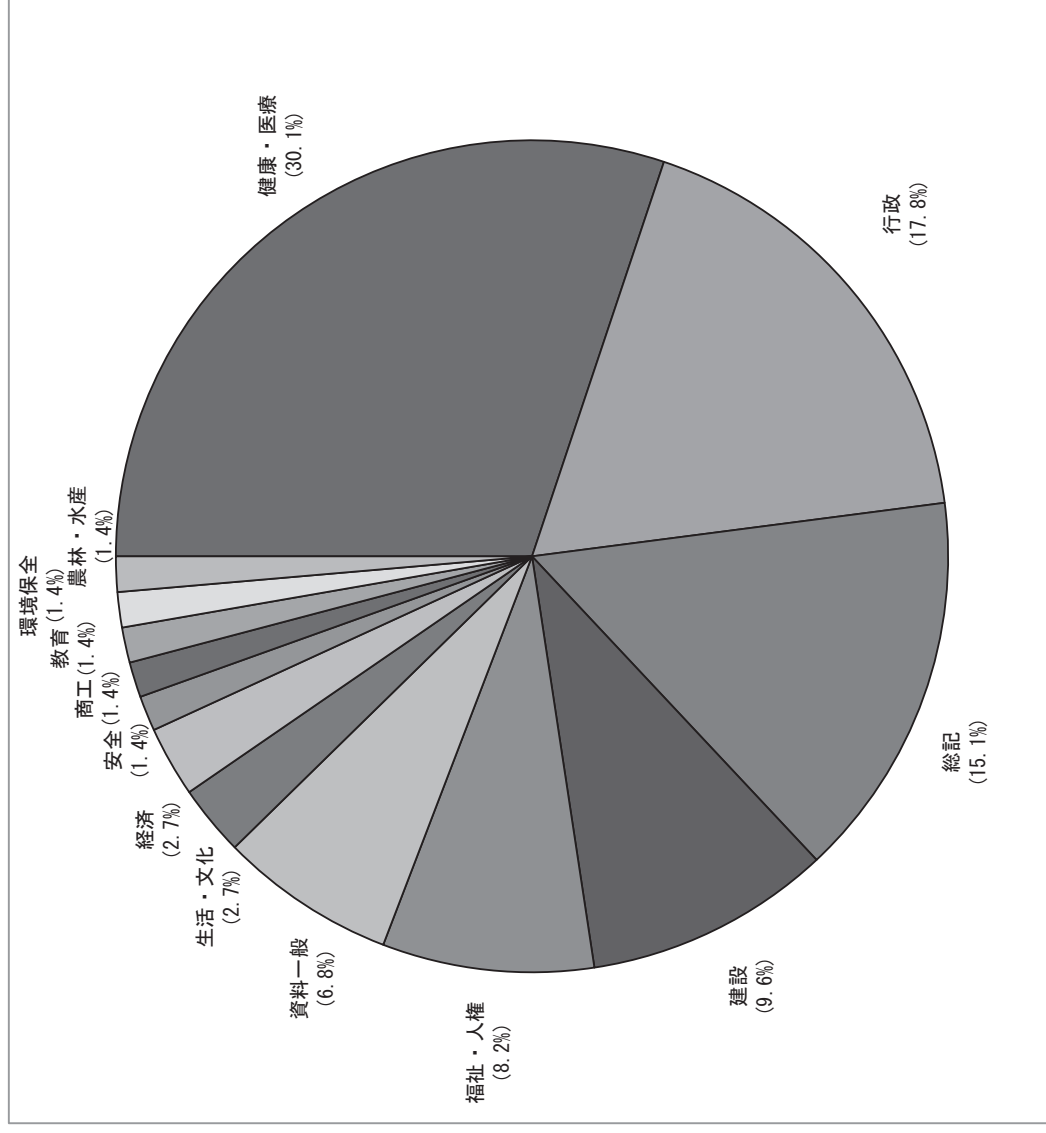
注 「その他」は、エネルギー・資源、運輸・通信、余暇・スポーツに関するものです。

## 2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	14,448	35,841	54
北九州	1,275	1,823	1
地区県民情報コーナー	4,501	8,229	12
筑後	2,407	6,749	0
筑豊	2,706	1,639	6
京築	25,337	54,281	73
計			

図2 貸出状況の分野別構成比



注 平成27年度は、自然・土地・人口、政治、財政、余暇・スポーツ、労働、運輸・通信、エネルギー・資源に関する資料の貸出はありませんでした。



**3 行政資料の有償頒布制度**

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布して  
おり、「福岡県職員録（平成27年度）」等21種類の行政資料を2,903部頒布  
しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

## 平成27年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

## 1 自己情報の開示請求の状況

## (1) 文書による開示請求と決定の状況

平成27年度の文書による自己情報の開示請求の件数は442件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数10件を除いた432件です（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件数	決 定 の 状 況			
	開示	部分開示	不 開 示	
			不 開 示	却 下
442	55	374	3	2
				取下げ
				8

## (2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長350件、知事59件等となっています  
(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	請求 件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分 開示	不開示 不存在	却下	
知	4					4
事務部・秘書室						
企画・地域振興部						
新社会推進部						
保健医療介護部	15	12	3			
福祉労働部	31	15	15	1	1	
環境部						
商工部						
農林水産部	3	1	1	1	1	
県土整備部	2	1	1			
建築都市部	4		4			
会計管理局						
小計	59	29	24	2	2	0
事						4
議						
公営企業の管理者						
教育委員会	14	6	6			2
選挙管理委員会						
人事委員会	7	7				
監査委員						
公安委員会	2		2			
警察本部長	350	3	342	1	1	2
労働委員会						
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	10	10				
合計	442	55	374	3	3	2
(請求件数に対する比率)	(100.0%)	(12.4%)	(84.6%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.5%)
						8
						(1.8%)

**(3) 不開示事由適用件数**

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に不開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成27年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

**表1-3 不開示事由の事由別適用件数**

条例第14条第1項各号	適用件数	
	部分開示	不開示
第1号	267	267
第2号	10	10
第3号	1	1
第4号	247	247
第5号	16	16
第6号	343	343
第7号	43	43
第8号		
第9号		
第10号		
計	927	0
		927

注1 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

注2 不存在は除いています。

**(4) 主な不開示請求の内容**

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

**表1-4 主な不開示請求の内容**

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	175	警察本部長
警察が作成した勤務日誌に記載された自己情報	88	警察本部長
警察が作成した犯罪事件受理簿に記載された自己情報	31	警察本部長
警察が作成した物件事故報告書に記載された自己情報	28	警察本部長
職員採用試験結果に関する自己情報	17	人事委員会等

**(5) 口頭による開示請求（簡易開示）**

平成27年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、10,021件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができ、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成27年度は、知事が21、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が1

4、地方独立行政法人が21、合計68の試験又は選考が対象となっています。

**表1-5 簡易開示の状況（件数は平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）**

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	福岡県ふぐ処理師試験	4	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	3	
	登録販売者試験	13	合格発表の日から1か月間
	技能検定試験	1	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	5	合否発表の日から1か月間
事	福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験	52	
	狩猟免許試験	9	合格発表の日から1か月間
	砂利採取業務主任者試験	2	合否発表の日から1か月間
	農薬指導士認定試験	1	
	小計	90	

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
教育委員会	福岡県公立学校教員採用候補者選考試験（小学校教員、中学校教員、高等学校教員、養護教員）	1	可否通知を発送した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学選抜	7,335	合格発表の日（全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日）の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学決定	135	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間
	小計	7,471	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	798	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	62	
	福岡県職員採用選考試験（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	20	
	小計	880	
警察本部長	福岡県警察官A（男性）採用試験	182	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	48	。ただし、第1次試験合格
	福岡県警察官A（武道指導）採用試験	1	者については、最終合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（男性）採用試験	198	
	福岡県警察官B（女性）採用試験	61	
	福岡県警察官B（武道指導）採用試験	25	
	福岡県警察官C採用試験	6	
	猟銃等講習考査	177	合格発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	142	
	機械警備業務管理者講習修了考査	16	
	警備員等検定学科試験	124	
	警備員等検定実技試験	65	
	駐車監視員資格者講習修了考査	20	
	小計	1,065	



実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
地方独立行政法人	九州歯科大学入学選抜試験	133	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	28	
	九州歯科大学大学院入学選抜試験	5	合格発表の日から1か月間
	福岡女子大学一般入試（前日程・後日程）	106	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学推薦入試（大学入試センター試験を課す推薦入試・課さない推薦入試）	14	
	福岡女子大学私費外国人留学生入試	1	
	福岡県立大学入学選抜試験	153	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	63	
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	
	福岡県立大学私費外国人留学生特別選抜試験	1	
	福岡県立大学大学院入学選抜試験	10	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	515	
	合計	10,021	

## 2 自己情報の訂正請求の状況

自己情報の訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

平成27年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

自己情報の利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報又は特定個人情報、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成27年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

#### 4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができま

す。

平成27年度は、不服申立てが1件ありました（表2）。

表2 不服申立ての状況

不服申立 案件	実施 機関	不 服 申 立 年 月 日	個人情報保護審議会		実施機関の 決	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	裁 年月日	内 容
相談カードに係る個人 情報部分開示決定 処分に対する審査請 求	公 安 委 員 会	27.10. 9	27.12.10	28. 2.18	28. 6. 2	棄却

#### 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（平成4年5月1日設置）。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・ 第一部会（不服申立部会）  
不服申立事案の審査に関する事項を所掌する。
- ・ 第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

平成27年度は、福岡県個人情報保護条例の一部改正に関する諮問が1件、行政不服審査法の全部改正に伴う個人情報開示決定等に係る不服申立制度の在り方に関する諮問が1件、不服申立事案に係る諮問が1件、本人確認情報の利用又は提供に係る諮問が2件あり、答申がなされました（表3）。

表3 個人情報保護審議会の答申（不服申立事案に関する答申は表2参照）

件名	諮問実施機関	諮問年月日	答申年月日
福岡県個人情報保護条例の一部改正について	知事 (総務部)	27. 5. 1	27. 6. 18
行政不服審査法の全部改正に伴う個人情報開示決定等に係る不服申立制度の在り方について	知事 (総務部)	27. 7. 29	27. 8. 20
福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の利用又は提供について	知事 (企画・地域振興部)	27. 10. 28	27. 10. 29
福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について	知事 (企画・地域振興部)	28. 2. 15	28. 2. 18

## 6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成27年度は、6件の苦情がありました。

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市大字大野井字亥ノ開484番1及び484番5から484番32まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉南区朽網東二丁目4番6号  
スマートホーム株式会社  
代表取締役 白石 秀喜

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市福岡南一丁目503番17から503番28まで、697番6及び697番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
宗像市泉ヶ丘二丁目344番地66  
有限会社ウッドヒル  
取締役 赤星 登志子

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市鹿部字浜1310番16及び1313番8並びに古賀字向浜1359番2、1359番6及び1367番1から1367番3まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
古賀市鹿部1310番地1  
古賀ゴルフ土地株式会社  
代表取締役 田中 優次

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ゆめマート行橋
  - (2) 所在地 行橋市中津熊285-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン筑紫野  
(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス田川川崎店  
(2) 所在地 田川郡川崎町大字池尻438番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける建設工事について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

1 工事名

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事

2 工事場所

福岡市博多区東公園7番7号福岡県庁 ほか205箇所

3 工事の発注方式

- (1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。  
(2) 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事である。  
(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び数値的判断による失格基準を設けている。

なお、詳細は「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備工事低入札価格調査実施要領」（以下「低入札価格調査実施要領」という。）による。

- (4) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。

なお、詳細は特記仕様書による。

- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

- (7) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

4 工事概要

平成12年4月から運用している本ネットワーク（通信回線、情報通信設備、電源設備及び防災関連システム等）を更新するものである。

なお、詳細は図面、仕様書等による。

整備対象172箇所（195施設）

光回線設備整備工事 1式

地上無線設備整備工事 1式

- 衛星無線設備整備工事 1式  
撤去34箇所
- 既存設備撤去工事 1式
- 5 使用する主要な資機材  
電線・ケーブル、配線配管金具等
- 6 工期  
平成28年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成31年3月15日（金曜日）まで
- 7 電子入札に関する事項  
本工事は、電子入札システムによる入札は行わない。
- 8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部防災危機管理局防災企画課防災情報係（県庁行政棟9階北棟）  
電話番号 092-643-3114
- 9 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
電気通信工事について、福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を開札時から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。
- 10 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
平成28年8月15日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
  - (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
  - (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

- されている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「決定日以降の経審」という。）を受けている場合を除く。
- (5) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務  
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) 単体企業で参加を希望する者は、次の条件を満たすこと。
- ア 平成13年度以降に、元請（特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員としては出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として完成した国又は都道府県の防災行政無線の施工実績を有すること。
- イ 多重無線通信設備、衛星地球局設備又は都道府県防災用260MHz デジタル無線設備のいずれかの設計及び製作を行っていること。
- ウ 平成26年10月1日から平成27年9月30日までを審査基準日とする、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における電気通信工事（専門工事）の総合評定値が670点以上であること。ただし、決定日以降の経審を受けている場合は、その総合評定値についても670点以上であること。
- エ 入札参加申込みの締切日以前に3か月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係がある監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できること。
- (8) 共同企業体により参加を希望する場合は、次の条件を満たす2社又は3社から構成される共同企業体であり、各構成員が9を満たすこと。
- ア 共同企業体の各構成員は、本工事に係る他の共同企業体の構成員となることができない。
- イ 共同企業体の各構成員の出資比率は、構成員が2社の場合は30%以上、構成員が3社の場合は20%以上であること。
- ウ 共同企業体の代表構成員の出資比率が最大であること。



エ 共同企業体の代表構成員が、(7)全ての条件を満たすこと。

オ 共同企業体の代表構成員以外の構成員が、(7)ウ及びエの条件を満たし、かつ、平成13年度以降に、元請（共同企業体の構成員としては出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として完成した電気通信工事の施工実績を有すること。

#### 11 総合評価方式に関する事項

##### (1) 評価項目及び配点

各評価項目について別に定める評価基準（福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）掲載の「別表1：評価項目及び配点」）に基づき評価する。

##### (2) 総合評価の方法

10を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)について評価し、0～30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により評価を行う。

なお、落札者の決定方法は、21による。

（算出式）

技術評価点 = 標準点（100点） + 加算点（0～30点）

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

##### (3) 技術提案の作成

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

##### (4) 技術提案のヒアリング

技術提案に関する内容確認等のため、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、詳細は入札説明書による。

#### 12 入札説明書の交付

##### (1) 期間

平成28年7月29日（金曜日）から平成28年9月21日（水曜日）までの毎日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時30分から午後4時30分まで

##### (2) 場所

8に同じ。

また、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロード

することによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、8に請求すること。

#### 13 契約条項を示す場所

8に同じ

#### 14 入札参加申込みの受付

持参又は郵送により、8の場所に、平成28年8月1日（月曜日）から平成28年8月15日（月曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時30分から午後4時30分までに提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

#### 15 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

##### (1) 受領期間

持参により提出する場合は、平成28年10月13日（木曜日）から平成28年10月20日（木曜日）までの毎日（県の休日を除く。）、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、平成28年10月20日（木曜日）は午前8時30分から午前9時00分までとする。

また、郵送により提出する場合は、平成28年10月13日（木曜日）から平成28年10月18日（火曜日）までとする。

##### (2) 提出場所

8に同じ

##### (3) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。

イ 入札執行回数は、1回とする。

#### 16 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を持参又は郵送により8の場所に提出すること。

#### 17 技術提案の提出

入札説明書に示す期限までに提出された技術提案のうち、発注者が採用すると通知した技術提案を所定の様式に記載の上、入札書提出時に、持参又は郵送により8の場



所に提出すること。

#### 18 開札の日時及び場所

##### (1) 日時

平成28年10月20日（木曜日）午前10時00分

##### (2) 場所

8に同じ

#### 19 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 入札参加者（共同企業体の場合は全ての構成員）について、開札日から遡って過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との最終契約金額が600万円以上の電気通信工事を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

##### (2) 契約保証金

請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）とする契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

イ 保険会社等と工事履行保証契約（請負代金額（税込み）の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結したときは、100分の30以上）を保険金額とするもの）を締結し、その証券を提出する場合

#### 20 入札の無効

次の入札は、無効とする。

##### (1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、必要事項を確認できない入札

(6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(7) 入札保証金が19(1)に規定する金額に達しない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反したものを含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書提出時に、工事費内訳書等の提出がない入札

(10) 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書等の提出がない入札

(11) 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(12) 入札書提出時に、採用された内容と異なる技術提案を提出した入札

#### 21 落札者の決定方法及び落札者決定通知

##### (1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、11(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。

オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以

降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)ウにより落札者が決定した場合

平成28年10月20日（木曜日）

(イ) 上記(1)オ又はカの方法で、落札者を決定した場合

平成28年11月上旬頃（予定）

イ 方法

入札者へ書面により通知する。

22 9の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、電気通信工事について、平成28年5月1日から平成29年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の入手先

福岡県建築都市部建築指導課内（県庁行政棟7階北棟）

イ 申請書の価格

500円（消費税を含む。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

ウ 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階北棟）

電話番号 092-643-3719

エ 受付日時

県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで

オ 申請書の作成に用いる言語

日本語

23 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

(1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第4項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。

(2) 契約書第34条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額（税込み）の10分の2以内とすること。

また、契約書第34条第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更すること。

(3) 契約書第47条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。

(4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、落札者（共同企業体の場合は代表構成員）は、10(7)エの条件を満たす技術者1名を専任で配置すること。

24 その他

(1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(4) 調達手続の停止等

政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細は、入札説明書による。

- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 落札者は、契約の締結に当たって、契約書第47条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人等としないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

25 Summary

- (1) Subject matter of contract:  
Renewal and Construction work of the Fukuoka Prefecture Disaster Prevention and Administrative information communication system.
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 4:30 P.M. on 15 August 2016.
- (3) Deadline for the submission of tenders: 9:00 A.M. on 20 October 2016 if submitted in person. (Must be received by 4:30 P.M. on 18 October 2016 by post) .
- (4) Contact:  
Disaster Prevention and Planning Division  
Disaster Prevention and Crisis Management Bureau  
General Affairs Department  
Fukuoka Prefectural Government  
7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577  
TEL 092-643-3114  
(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業豊前地区（黒土北部工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
豊前市	久路土		1401	田	776のうち26
豊前市	岸井		527-1	田	175のうち89
豊前市	久路土		1276-5	畑	111のうち40
豊前市	久路土		1276-1	畑	519のうち9
豊前市	久路土		1280-2	畑	426のうち96
豊前市	久路土		1447	畑	829のうち3
豊前市	岸井		525-2	田	97のうち8
豊前市	岸井		428-3	田	658のうち142
豊前市	久路土		1443	畑	512のうち9
豊前市	久路土		1262	畑	467のうち8
豊前市	久路土		1456	畑	607のうち59
豊前市	久路土		1351-3	田	472のうち27
豊前市	岸井		424-1	田	778のうち19
豊前市	岸井		413	田	1546のうち63
豊前市	岸井		411-1	田	1240のうち146
豊前市	久路土		1278-2	畑	185のうち3
豊前市	久路土		1403	田	819のうち31
豊前市	岸井		434	田	2284のうち94
豊前市	岸井		426-2	畑	288のうち52
豊前市	岸井		420-2	田	1498のうち10
豊前市	岸井		552	田	989のうち82
豊前市	岸井		560	田	911のうち27
豊前市	久路土		1424	田	1294のうち109
豊前市	久路土		1446	畑	586のうち245
豊前市	久路土		1415	田	549のうち10
豊前市	久路土		1260-2	畑	564のうち25

豊前市	久路土		1439	田	291のうち5
豊前市	久路土		1392	田	1500のうち31
豊前市	岸井		542	田	1253のうち22
豊前市	久路土		1266-2	畑	730のうち2
豊前市	岸井		412-1	田	1238のうち308
豊前市	岸井		561	畑	917のうち16
豊前市	岸井		526	田	1782のうち32

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人福岡教育サポート
  - (2) 代表者の氏名  
森 茂男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
春日市須玖南二丁目169番地さくらハウスA203
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、進学を目指しているが、教育を受ける環境や、就学の機会に恵まれない子どもたちに対して、学習の場を安価で提供し、子どもたちの学力の向上に寄与するとともに、子どもたちの将来の選択肢の拡大に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人ぼっけ
  - (2) 代表者の氏名  
柳川 武士
  - (3) 主たる事務所の所在地  
糟屋郡篠栗町大字尾仲588番地1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、不登校児及びその家族に対しての相談支援事業、子育て支援に関する講演及び相談支援事業並びにそれらに関する情報発信事業などを実施し、子育ての支援や児童の健全育成などを通して、よりよい家族関係や人間関係の構築を図り、子どもの健全育成などの分野において公益の増進に寄与していくことを目的とします。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人エルピス会

## (2) 代表者の氏名

俵 靖子

## (3) 主たる事務所の所在地

遠賀郡水巻町猪熊七丁目12番33号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、海外の貧しい地域において障害者の生活を支援する事業を行うと共に国内外の人々に対してボランティア人材の育成や情報提供事業などを行うことによって地球上に共に生きる人間としての自覚を深め、地球とそこに住む人類の幸福を求め平和な世界を実現することを目的とする。

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営辻垣・道場寺・高瀬地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成28年7月29日から 平成28年8月29日まで	行橋市役所

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市南尾字一丁田367番1及び367番5から367番20まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム株式会社

代表取締役 渡部 通

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月29日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）飯塚市平恒1108番の一部、1109番2及び1109番3、字下牟田975番1の一部並びに字伊町1019番1、1019番2、1019番5、1019番6、1020番1、1020番3、1021番1、1021番3、1022番1及び1022番4

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

飯塚市長 齊藤 守史

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第216号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月29日

福岡県公安委員会

表中

西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 竹島 和幸	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
----------------------------------	-------------------------

を

西鉄自動車学校  
大野城市山田3-12-1  
中尾和毅

西鉄自動車学校  
大野城市山田3-12-1

に改める。